

## 親鸞聖人讚仰講演会資料

延塚知道

### 一、『教行信証』の流罪の記事

竊かに以みれば、聖道の諸教は行証久しく廃れ、淨土の真宗は証道いま盛なり。然るに、諸寺の釈門、教に昏くして真仮の門戸を知らず。洛都の儒林、行に迷うて邪正の道路を弁うること無し。

斯を以て、興福寺の学徒、太上天皇諱尊成（「後鳥羽院」と号す。）、今上諱為仁（「土御門院」と号す。）聖暦・承元丁の卯の歳、仲春上旬の候に奏達す。主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨を結ぶ。

茲れに因りて、真宗興隆の大祖源空法師、並びに門徒数輩、罪科を考えず、猥りがわしく死罪に坐す。或いは僧儀を改めて姓名を賜うて遠流に処す。予は其の一なり。爾れば已に僧に非ず俗に非ず。是の故に「禿」の字を以て姓とす。空師、並びに弟子等、諸方の辺州に坐して五年の居諸を経たりき。（『聖典』四七三頁）

### 二、『歎異抄』の流罪の記事

後鳥羽院御宇、法然聖人、他力本願念佛宗を興行す。時に興福寺僧侶敵奏の上、御弟子中狼藉仔細あるよし、無実風聞によりて、罪科に処せらるる人數事。

一法然聖人并に御弟子七人流罪、又御弟子四人死罪におこなわるるなり。聖人

は土佐国 番田 という所へ流罪、罪名藤井元彥男云云、生年七十六歳なり。

親鸞は越後国、罪名藤井善信男云云、生年三十五歳なり。

淨円房 備後国 澄西禪光房 伯耆国 好覚房 伊豆国 行空法本房 佐渡国 幸  
西成覚房・善恵房二人、同じく遠流にさだまる。しかるに無動寺の善題大僧正、これを申しあずかると云云、

遠流の人々已上八人なりと云云

死罪に行なわるる人々。

一番 西意善綽房

二番 性願房

三番 住蓮房

四番 安樂房

二位法印尊長の沙汰なり。

親鸞、僧儀を改めて俗名を賜う。仍つて僧に非ず俗に非ず。然る間、「禿」の字を以て、姓と為して、奏聞を経られ畢りぬ。彼の御申状、今に外記の序に納まると云云

流罪以後、「愚禿親鸞」と書かしめ給うなり。

(『聖典』七八五〇七八六頁)

### 三、『親鸞聖人血脉文集』の流罪の記事

一 法然聖人は 流罪土佐国 幡多 俗姓藤井元彦 御名善信は 流罪越後  
国 国府 俗姓藤井善信

罪科に坐するの時勅宣に侮わく

善信は 俗姓藤井 俗名善信

善恵は 無動寺大僧正御坊 慈鎮和尚の御ことなり にあづけしめお  
わしましき

幸西は 俗姓物部 常覚坊

愚禿は流罪に坐するの時、勅免を望むの時、藤井の姓を改めて、愚禿の字を以て、中納言範光卿をもつて勅免をかぶらんと、奏聞を経るに、範光の卿をはじめとして、諸卿みな、愚禿の字にあらためかきて奏聞をふること、めでたくもうしたりとてあります。そのとき、ほどなく聖人もゆるしましまししに、御弟子八人あい具してゆるされたりしなり。京中には、みなこの様はしられたるなり。

(『聖典』一二九七頁)